

戦後台湾の「国語」問題

一 問題の枠組み

以下の文章では、中華民国時代に大陸で制定され、現在台湾に施行されているものを「国語」と呼び、台湾で話されてきた閩南語を台湾語と呼ぶことにする。

戦後台湾の「国語」について、外来の言語であるそれは、一貫して台湾語に対して抑圧的なものであったとする考え方があつた。それはある意味では正しいが、またある意味ではいろいろな形で誤読を生みうる言いかたでもあるように思う。

「国語」の外来性ということについては、「国語」と台湾語の間のドイツ語と英語ほどに違ふと言われる差異、「国語」の形成過程の間台湾が日本の植民地としてその過

松 永 正 義

程から切り離されてあつたこと、また日本時代に徐々に形成されてきた台湾大のナショナリズムと中国大のナショナリズムのずれ、などの条件から、それが外来のものとして、つまり自らのものではないものとして意識されたことは、十分にありえたことだろう。しかしまた日本の敗戦直後に、台湾の各地に「自らの言葉」である「国語」を学ぶ講習会が開かれ、熱心な学習者を集めたこともよく知られている。問題はそれが「自らの言葉」であつたのか「外来の言葉」であつたのかということではなく、どのような条件、どのような契機によってそれが「自らの言葉」あるいは「外来の言葉」として意識されたのかということ、言い換えれば、いつ、どのような契機によって、またどのようなものとしてその「外来性」が意識されたのか、ということだろう。

これもよく知られているように一九四六年八月に新聞の日本語欄の廃止が決定され、一〇月に実施されるのだが、その決定が公表されるや各地に反対運動が起り、各県市の参議会で反対決議が行われ、また新聞紙上でも活発な討論が行われた。こうした議論がすべて無視される形で日本語欄が廃止されたことは、二・二八事件の潜在原因のひとつとなったとも考えられるが、こうした過程は、日本語が自らの思想を表現する重要な手段であるということ強く意識させたものと思われる。日本語の「内部化」である。

新聞の編集権は主として外省人にあったが、日本語欄は人材の問題があって台湾人が編集主体であるのが普通であったようだから、日本語欄の禁止はいわば言語の問題だけにとどまらず、台湾人独自の言論空間の消滅を意味していたものと思われる。日本語による表現が「自らのもの」として内部化された所以である。こうした日本語の「内部化」が、「国語」の「外部化」と裏表の関係にあったことは言うまでもあるまい。「国語」の「外来性」ということの背後に、まだまだ考えるべき事が多くあるという一例である。なお、日本語欄廃止問題については何義麟にやや詳しい記述がある。⁽²⁾

また「国語」の抑圧性ということの背景にも多くの問題があるように思われる。一般に国語というものが方言話者にとって抑圧的であることは必然的なものと言える。国語が自らの日常の言葉と異なったものであらざるをえない方言話者にとって、国語に対してなほどうか違和感、「外部性」が感じられるのは自然なことだろう。国語というのが本来国民的一体性を前提としつつ、すべての国民に普及されるものであるかぎり、それは一方から言えば国民それぞれの平等性を保証するものであるが、同時に内部の少数者に対しては常に同化の圧力として作用する。ここに国語というものの持つ本来的な抑圧性があると考えることができる。

「国語」が台湾語を抑圧したということの例として、「国語」普及のなかで台湾人は台湾語を劣った言葉、恥ずかしい言葉として考えさせられるようになった、ということが言われる。こうしたことはなにも台湾にだけあるものではなく、日本にもあることだし、むしろ国語というもののある所には必ずあるものだと考えられる。これを国語本来の抑圧性と呼ぶことにしよう。

しかしながら、国語本来の抑圧性に対する反発は、常に

エスニックなアイデンティティーの問題として現れるわけではない。だが台湾では国語政策はエスニックな支配の道具とされてきた。公共の場での台湾語使用の禁止、テレビでの台湾語放送の制限などがそうである。もちろんそれらは国民統合という観点から語られ、政策化されてきたわけだから、国語本来の抑圧性の延長上にあるものだとも言える。しかしその国民統合そのものがエスニックな支配、被支配の関係を構造的に内包するものであった以上、その政策がエスニックな支配を意味するものとなったのは当然のことだろう。ここに台湾における「国語」問題の固有性がある。

以上から私たちは、「国語」の抑圧性と言うとき、そこには国語本来の抑圧性と、エスニックな支配の持つ抑圧性のふたつの側面があったと考えることができる。そしてここでも問題はそれがそのふたつの内のどちらであったのかという二者択一にあるのではなく、いつ、どのような契機で、またどのようなものとしてエスニックな支配の道具としての「国語」政策が形成され、構造化されていったのかということだろう。

いったいに戦後直後の台湾を考える場合に重要なのは、

この時期がなお中華民国という国家体制の形成期だったことである。実際、共産党はもちろん、民主同盟にさえボイコットされたという意味で決して十分なものとは言えなかったにせよ、まがりなりにも憲法が制定され、選挙が行われたのは四七年のことだった。まさに近代国民国家体制の形成期であったのだ。ただそれは同時に冷戦Ⅱ内戦構造の形成期でもあって、そのことによって大きく影響されるをえなかった。もちろんこれは中国全体についても言えることで、内戦そのものがどのような国家体制をめざすのかという争いだったわけだし、中華人民共和国体制の形成も、冷戦Ⅱ内戦構造によって大きく規定されている。

台湾の戦後を叙述する場合に、二・二八事件あるいは国府の遷台を画期とするのが一般だが、またそれはそれなりに理のあることだが、しかし少なくとも一九四五年から五年までの十年間くらいを、上述のような体制の形成、確立に到る一貫した過程としてとらえ直してみることも必要なのではないかと思う。

さてここでわたしは戦後台湾の「国語」政策の過程を、こうした近代国家体制の形成から冷戦Ⅱ内戦構造の確立へ向けての過程のなかで考えてみたいのだが、ここでもうひ

とつ考えておかなければならないのは、国語形成のモチーフとして、近代化の道具としての国語という側面と、国民統合の道具としての国語という側面のふたつのモチーフがあるのではないか、ということだ。もちろんこの両者はうらはらの関係にあるもので、截然と区別しうるものではないが、しかしそのどちらに重点を置くかで論者の立場にはかなり大きな開きが生じうるように思う。日本や中国でも改革が叫ばれるときには前者に重点が置かれ(たとえば前島密や胡適。「車夫馬丁が本を読む」社会、普通教育のなかで国語が制度として定着していくにしたがって、後者に重点が移っていったのではないかと思う。

また台湾では、国民統合の道具としての国語という場合に、その国民統合の内容をどう考えるかによって、日本の影響力を排除し中国に組みこむことを主目的としていた時期、および中国全体の枠組みのなかで国民統合が考えられていた時期、すなわち共産党とのイデオロギー闘争(正統性をめぐる争い)に重点が置かれていた時期、台湾という枠組みのなかで、エスニックな矛盾を「中国」という枠のなかに解消、統合することに重点がかかっていった時期の三つに分けられるのではないかと思う。

ここで仮にこうした見方によって台湾の「国語」政策の過程を時期区分するとすれば、

1 日本を排除し中国に組みこむことを目的としながら、同時に近代化の道具としての国語にも重点のかかっていた時期。五〇年代半ばまで。

2 中国という枠組みのなかで国民統合の道具としての国語が求められた時期。六〇年代半ばまで。

3 台湾という枠組みのなかでたてまえたとしての「中国」への統合の道具としての国語が求められた時期。八〇年代半ばまで。

4 「国語」という制度そのものの改変が求められている時期。

ということになるだろうか。それぞれの時期を分かち目安としては、第一期と二期の間には、一九五六年の繁体字使用の法令化、二期と三期の間には、一九六六年の学校における台湾語使用の罰則をとまう禁止、三期と四期の間には一九九〇年の学校における台湾語教育の開始を考えることができよう。ただしこれらの目安は、それぞれの時期のありかたを明示するものとして選んだもので、実際の移行の過程はこれらより前に始まっているものと考えられる。

そして本稿ではこのうちの第一期について、こうした時期区分の可否そのものを考えてみることになる。

なお陳美如は「国語」政策を三つの時期にわけ、第一期の一九四五年から六〇年代までを、日本の影響を排除して中国を回復するための制度として形成されていた時期、第二期の七〇年代から八六年までを、国家意識の培養にしばって政策化されていた時期、第三期の八六年以後を多言語、多文化に向かう開放の時期、と規定している。⁽³⁾ この第一期と第二期とを、近代国民国家形成に重点を置いた時期（つまり国語本来の抑圧性に重点のかかっていた時期）からエスニックな支配に重点を置いた時期への変化として解釈するとすれば、そうした変化があったという形で「国語」政策の変遷をとらえることには賛成だが、ただわたしは陳美如の言う第一期を、冷戦Ⅱ内戦構造の形成までの時期とその後のふたつの時期に分けて考えていることになる。

さて、本稿でわたしの言いたいことは次の3点である。

1 初期の「国語」政策は日本の影響の排除に主眼を置くもので、台湾語はむしろこれを回復することで、「国語」普及の基礎としうるものと考えられていたこと。

2 初期の「国語」はまだ可塑的なものとして、また近代国家形成の手段として考えられていたこと。

3 「国語」が可塑的なものでなく、「中国」の神髄として保守すべきものとされ、これと表裏をなして台湾語が否定すべきものとされるようになったのは、冷戦Ⅱ内戦構造と蒋介石独裁体制の確立期であること。

なおここでは以上のことを主として方師鐸、張博宇の二著⁽⁴⁾によって述べるにとどまらざるをえないので、仮説として提出してみるという以上のものではない。また文中の挙例は、断りのあるものの他はすべて張博宇編『台湾地區国語運動資料』附載の「台湾光復後国語運動大事記」による。

二 台湾語の回復

方師鐸によれば、一九四四年三月教育部は国語運動宣傳週にあたり国語運動綱領を制定した。それは、

1 国字の読音を標準化し、全国の読音を統一する。

2 国語を推行し、全国に通用せしめ、外国人が我が国の言語を学ぶ標準とする。

3 「注音国字」を推行し、以て識字教育を普及し、民主の基礎を定める。

4 注音符号を推行し、辺境の語文と通じ合うようにする。
5 国語の教学法を研究し、教育効率を高める。

であった。いわば戦後の国家再編成へ向けての綱領であるが、標準化も普及もまだこれからのこととして意識されていることが読みとれる。事実教育要員として台湾に派遣された者の中でも、「国語」が十分にできるものはほとんどいなかったこと、まして注音符号の読み書きできるものはほとんどいなかったことなどは、張博宇の年表にも散見する。

中国独自の漢字音表記法である注音符号が、注音字母として制定されたのが一九一八年、三〇年にはそれが独自の文字ではなく漢字音を表記する補助手段であることを明確にするために、注音符号と改称される。しかしその時点で表記体系がこれに一本化されることはなく、二八年にはローマ字による国語羅馬字が公布されている。(これは四〇年に、地名、人名などをローマ字環境の中で表記するものという位置づけで訳音符号と改称され、八四年の注音符号第2式につながる)注音符号普及の手段として、漢字に注音符号でルビをふった活字セットが作られたのは三〇年代も半ばになって以後のことである。それはもう日中一五

年戦争の渦中であるのだから、普及の余裕などなかったことは想像に難くない。

「国語」そのものがまだ普及の途上の可塑的な段階にあり、またその時期にありがちな混乱のなかにあったのだと考えておくことができよう。台湾の「国語」政策はそうした背景のなかで、台湾特有の事情を加味しながら立案、遂行されていた。

張博宇によれば、一九四五年春、台湾調査委員会が組織され、接收の準備工作を開始したが、教育部の国語推行委員会は調査委員会と国語政策を協議し、次のような仮定的結論を得たという。すなわち、閩南語、客家語を恢復することで、日本語を排除しうる。国語教育担当者は日本語を必要としないが、閩南語を解することが望ましい、と。一月には台湾の国語政策遂行のために何容、王炬らを国語推行委員会が派遣、行政長官公署も孫培良、王潔宇、張宣忱、謝鍾銓、秦志学を招聘、彼らおよび「国語」政策立案の実質的責任者であった魏建功を中心として四六年四月には台湾省国語推行委員会が組織された。

方師鐸によれば、同委員会は台湾省国語運動綱領を制定、その内容は、

1 台湾語の復原を実行し、方言との比較から国語を学習する。

2 国字の読音を重視し、台湾語音の文言の音から国音に移らせる。

3 日本語の言い回しを刷新し、国音で直接読むことによって、文章の還原を達成する。

4 詞類の対照を研究し、語文内容を充実させることで、新生の国語を建設する。

5 注音符号を利用して、民族の意志を通じさせ、中華文化にとけ込ませる。

6 学習心理を鼓舞し、教学の効能を高める。
であった。

日本の排除と中国の回復、ということが基調であり、そのための手段として台湾語の回復ということがまずはじめに規定されている。また4、5などから、国民国家形成のための国語ということが強く意識されていることが伺われる。

一〇月には、方言を通じての国語学習の実験を目的として、示範国語推行所が設立された。(所長王潔宇、指導委員朱兆祥) 同所は、こうした目的のために、『国語旬刊』

七期、『台語羅馬字』(未刊)、『台湾省適用注音符号十八課』(原載『新生報』『国語』)、『国台字音对照録』、朱兆祥『廈語方音符号伝習小冊』、朱兆祥『台湾方音符号』、朱兆祥『実用国語注音台湾方音符号合表』、朱兆祥『国台音系合表』、朱兆祥『国台通用語彙』、何容、朱兆祥『注音符号和方音符号』、朱兆祥『台語对照国語会話読本』(趙元任『国語入門』による)、陳璉環『台湾会話』、陳璉環『注音台湾語会話』、林良『台湾方音符号表』、鍾露昇『標準台湾方言課本』などを刊行したという。(いずれも未見)

ただし実際には台湾語と「国語」の双方に精通した人材が少なかったことから、いわば直説法のような形で「国語」が教授されることも多かったようだ。だが当初国語推行委員会のなかでは台湾語を通じて「国語」へという考えかたは強固なものとしてあって、その趣旨での論文を何容、魏建功などが新聞に発表し、論争が行われている。なお魏建功の台湾語を通じての「国語」教育という考え方については、黄英哲の詳しい研究がある。⁽⁷⁾ また藤井久美子によれば、方言を通じての国語教育という考え方は、重慶時代の国民政府にすであつたというが、その詳細については藤井も触れていない。⁽⁸⁾

台湾語を媒介としての「国語」教育という考え方が、建前としてであれいつ頃まであったのかはよくわからないが、張博宇の年表では、一九五〇年に開始された民衆補習班のことにかけて、「光復後の台湾民衆補習教育政策は、もともと方言符号から始めて、そこから国音、国字に進ませる計画だったが、こうした計画が実現する前に各機関、団体がやったのはみな直接国語を学習させ、国字を覚えさせることだった」と、言っている。また一九五一年五月には、省国語推行委員会が山地での国語推行強化のため山地方言符号問題の検討会を開き、山地各族方言符号総表を制定し、母語から国語を学べるようにする、符号形式は国音字母第一式によること、を決定したという。後述のような状況とも合わせて考えると、五〇年代にも、台湾語から国語へとという方針は、建前としては否定されずにあったが、やがて忘れられていったのではないかと思われる。忘れられていったのは「国語」教育の進展によって必要が薄れていったからであり、また必要が薄れていったというそのことが、政策がエスニックな支配の道具へと転換していく基礎となっていたのではないかと思われる。

三 国語改革

張博宇の年表には、いわば国語改革にあたるような記事が散見する。ひとつは公用文の口語化である。年表によれば、一九四九年八月に、中央通訊社が口語文でのニュース配信を始めた。また一九五五年七月、省政府は各機関公告改進要点を布告し、公文は口語文により、評点符号を加えるべきことを指示した。布告によればすでに五〇年に、蒋介石の指示があり、口語文により評点を加えることの制度化が行われ、五二年には正式に布告されていたのだが、蒋介石の山地への視察のなかでまだそれが守られていないことが発覚し、改めて通達されたものようだ。つづいて五六年五月には、省政府が公文には口語文により注音符号を付けるべきことを指示している。また同年六月には教育庁が各校の国文教師は文言を重んじ白話文を軽視してはいけないと指示。同九月にも、教育部が国民学校の公告は口語文によって標点を加えるよう指示している。さらに一〇月には、蒋介石が反共抗俄総動員運動会報で、公文は白話文によることを再び指示している、という具合だ。それはいわば五四以後の口語文運動あるいは国語運動の延長線上に

あるものといえる。

ここでの「国語」の問題は、いわば近代国民国家の基盤整備の問題である。それは前述のようにそれ自体として方言話者への抑圧を構造として含むものであるが、しかしそのことを直接の政策目的とするものではない。

国語改革のもうひとつは漢字の簡略化である。関係記事拾ってみると、

一九五一年六月 省参議員馬有岳、簡体字の作成を提案、大会で決議。

一九五三年九月 国民党中央委員会総理紀年週で、羅家倫文字簡化を主張。

一九五三年二月 蒋介石、総動員運動会報で、「簡体字の提唱はきわめて必要」と指示。

一九五四年一月 立法委員廖維藩、羅家倫の簡体字論に反対の法案提出。

一九五六年六月 教育部令として学校のレポート、試験および出版の字体と書式を規定。

となる。

羅家倫らの簡体字運動は、いわば大陸時代からの延長線上にある。漢字の簡略化についてはすでに二〇年代から銭

玄同らによって主張されていたが、そうした動きは三〇年代には教育部で取りあげられ、三五年教育部令として「簡体字表」が公布された。蒋介石もこの簡体字に期する所があったが、戴季陶の反対で、翌年の国民党中央政治会議で棚上げにされてしまったという。いきさつは村田雄二郎の研究に詳しい。⁽⁹⁾ また『慶祝台湾光復四十周年 台湾地区国語推行資料彙編』下冊の附録八「簡体字運動」にも簡単な記述がある。⁽¹⁰⁾

張博宇の年表および上記「簡体字運動」の整理によれば、五〇年代の簡体字運動のはじめは、五一年の省参議会における馬有岳の提案で、その提案は、専門家によって簡化字を作成、公布すること、政府の公文や教科書は通用字により、僻字は用いないこと、などというものだった。さらに翌五二年一月にも、同じく省参議員の林湯盤が、同様の提案をしている。また同年二月には屏東県議会も文字改革を省政府に提議した。

こうした地方民意機関の動きを受けて、教育部は五三年六月関係機関および専門家による簡化文字座談会を開き、羅家倫らによる簡体字研究委員会を組織した。これ以後羅家倫が動きを中心になっていくわけだが、それはまた蒋介石

石の意を受けたものであったようにも思われる。上記のように蒋介石は三五年の簡体字制定の動きにも賛同していたし、公文の口語文化にも積極的だった。また羅家倫によれば、簡体字についても、つとに「大衆のために書く文字を大衆化できなければ、どうして効果を上げることができようか」と指示し、さらに五三年一二月の第七次総動員運動会報の席上で、「教育のため、大衆の利便のため、国家の立場上、簡体字は大変有用である。わたしは賛成である。提唱する必要がある」と、述べたという⁽¹¹⁾。

羅家倫の論理は単純明快で、「中国の字体は簡化が必要で、そうしてはじめてこれを保存でき、また現代の中国民族の生存の必要に適合できる。これは時代の要求であり、またわが広大なる民衆の切迫した要求である⁽¹²⁾」というにつきる。こうした羅家倫の主張、そしておそらくは蒋介石の主張のモチーフは、口語化の場合と同じく近代化の基盤整備にあるように見える。もちろんここでいう近代化のための基盤整備ということは、実は内戦のための総動員態勢の確立を意味しているわけだが、それにしても羅家倫、蒋介石のモチーフが、イデオロギー的な統合にあるのではなく、それ以前にまず大衆をつかむこと、そのための大衆の啓蒙

とそれを可能にする国家体制の整備にあるらしいことは、重要だろう。彼らはそれを大陸における共産党との闘争のなかで学んだのだろう。

ともあれ、この時期の「国語」はまだこうした改革案をふくみうる、それなりに可塑的なものであったと言える。だがそうした可塑性は、大陸との対抗関係のなかで切り捨てられ、硬直化していった。

羅家倫による簡体字の推進に真っ向から反対したのが、立法委員の廖維藩で、五四年一月、胡秋原ら一〇六人の署名を以て「文字制定程序法」の制定を立法院に提案した。

この法案は文字の制定の手続きを定めようというものだが、その精神は繁体字の擁護に貫かれている。廖維藩の主張もまた単純明快で、簡体字の主張は中国の文字の破壊、ひいては伝統文化の破壊につながるもので、国家の命脈を危うくするものだ、というにつきる。そして中国共産党による文字改革の動きを、中国文化の破壊を目的とするものととらえ、羅家倫の主張はこうした共産党の動きと「海を隔てて唱和する」ものだとして批判する⁽¹³⁾。ちなみに大陸では、一九五二年に中国文字改革研究委員会が設立され、表音化、文字簡化が着手され、それが漢語拼音方案、簡体字として決

定されたのが一九五七年である。

廖維藩の主張のモチーフが、共産党と対抗するイデオロギ―の統合にあることは明らかだろう。ここでのキーワードは、中国文化の伝統、である。そしてその背後には、冷戦Ⅱ内戦構造のなかで中国の正統性をあらそう国民党の論理、すなわち大陸は共産党の手でロシア化されてしまっており、真の中国は国民党の台湾にしかなくなっているとする論理がある。

こうした羅家倫、廖維藩らの動きは、大きな論争を巻き起こした。論争の概要は『中国文字論集』上下に収められている。そしてその決着は一九五六年六月の教育部令でつくことになった。

五六年六月の教育部令は、字体、書式を規定したもので、「共匪が我が伝統の文字を滅ぼし、ラテン化の簡体字を推し、構造を破壊し、音声を混乱させており、急いで徹底的に正さなければならぬ」との認識のもとに、

1 各校の学生のレポートは、正楷を用いるべきで、簡体字を書いてはならない。

2 試験、答案は、数、理、化、楽譜等を横書きするのを除き、国文、公民、史地等の科目は、すべて上から下、

右から左へ書き、横書きしてはならない。

3 文教機関および出版社が教科の図書、雑誌等を出版するに際しては、科学に関わるもの以外は、上から下、右から左に書くべきで、横書きで組んではならない。

と、規定している。こうして「国語」はもはやみだりに改変するをえないものとなった。

四 台湾語の否定と「国語」の強制

台湾語の使用を禁ずることについては、張博宇の年表から次のような記事を拾うことができる。

一九四九年一月 国語正音補充辦法。朝のラジオでの国語教育、国語のできない教員の『国語日報』購読を規定。

一九五二年二月 省政府、四十二年度本省各県市政府施政準則で、日本語、台湾語での教学を厳禁し、言語の正確な教員は「国語」の補習を義務づけることを指示。

一九五三年三月 台北市国民学校教員語文専修班開設。(六ヶ月間、全日、給与を保証)

一九五六年五月 教育庁各中等学校に、談話は国語により、方言を避けるよう指示。

一九五九年一月 教育部、映画館で、外国語映画は国語で

説明し、夜第2幕の前には一〇分台湾語で説明してもよい。国語映画は台湾語での説明をしてはいけない、と指示。

少なくとも法的には、台湾語の禁止は、はじめは教員に對するものであり、教育という場においてであった。それが五九年には映画館という社会的な場にまで拡張されている。この間のどこかでエスニックな支配の道具としての「国語」の意味合いが強まってきたのではないだろうか。

五九年という年は国語推行委員会が縮小された年でもある。近代化の基盤整備としての「国語」普及が軌道に乗ってきたことが、エスニックな支配の道具としての側面を浮かびあがらせることになっていったとも言えるかもしれない。

そして陳美如によれば、六六年には各県市政府各級学校加強推行国語計画が策定され、その内容は、

- 1 各級学校の教員、生徒はどこでも国語を使わねばならず、学生の違反者には懲罰によって対処すること。
- 2 映画館で方言、外国語を放送してはいけない。
- 3 街頭宣伝に方言、外国語を用いてはならないことを嚴重に指導する。
- 4 各級の集会で方言で報告することを禁ずる。

5 映画館で方言で翻訳しないよう嚴重に指導する。というものだった。台湾語の禁止が社会的圧力としてだけでなく、法的にも規定されたわけだ。

回復されるべきものとしての台湾語から、禁止されるべきものとしての台湾語への変化は、台湾において回復されるべきものとしての「国語」から、台湾という価値を否定するものとしての「国語」への、国語の意味合いの変化と平行して起こっていったことであり、その過程が「われわれの言葉」としての台湾語の内部化と、「国語」の外部化とを引き起こしていったのだと考えられる。

つぎに「国語」の強制ということについては、民衆補習班と軍の関与というふたつの点を考えることができる。

学校教育を受ける機会を持たなかったいわゆる失学民衆に対して補習班が作られたのは、一九五〇年のことである。五一年の注意事項によれば補習班の内容は、国語文六小時、算術珠算一、公民常識二、音楽一、時事講解一、計週一二小時、月に初級一九二、高級二八八小時であったという。「国語」の教育を主眼としていたことははっきりしている。五五年六月の台湾省各県市失学民衆の調査結果では、失学民衆は一二四万人。五五年度上半期の民衆補習班は計二、

八三六班一五万人を収容し、五九年度までに全員を収容する予定であったという。また五七年二月には省政府が、台湾省失学民衆強迫入学施行細則を公布。四月には計画を五八年中に完了するよう修正、六月には省政府が、新学年度から一八から三〇才までの男性失学民衆の民衆補習班入学の義務づけを決定したという。この時点で補習班の主眼が徴兵の準備にあったことは明らかだろう。そしてこうした強制が、「国語」を外部から押しつけられたものとして感じさせていったと思われる。

軍の「国語」普及への関与は、一九五四年九月、聯勤總司令部が教育庁に国語教育の強化を申し入れたことに始まる。そのきっかけは、軍の医師に関わる演習で入営した台湾人の医師や台湾籍の衛生兵が、「国語」を解さないために演習に大きな不都合が生じたことにあったという。以後軍は大きく「国語」政策に関わることとなり、例えば五五年二月には、予備軍士の国語能力を高めるための関係部局による座談会が行われ、

1 入営している台湾籍青年の国語補習は、国防部総政治部が行い、教材は総政治部と国語推行委員会が協力編纂する。

2 適齡青年の補習は省政府から各県市に通達して、民衆補習班で行う。

の2点が決定されたという。この決定を受けてだろう、五七年一〇月には、国防部総政治部編印『国語注音符号概論』が刊行されたという。

この時期の民衆補習班や軍の動きに関する記事を見ていくと、冷戦Ⅱ内戦に対処する総動員態勢の確立のなかで、「国語」の問題が大きくクローズアップされてきたのがわかる。そして繰り返して言えば、こうした形での「国語」の押しつけが、「国語」を外部のものとして感じさせた大きな契機のひとつではなかっただろうか。

こんなふうに見てくると、戦後台湾の「国語」は、近代化の基盤としての意味合いから、総動員態勢の基盤としての意味を通して、エスニックな支配の道具としての意味にまで、徐々にその性格を変えていき、またこれにともない、イデオロギー的統合の道具としての意味合いも、日本を排除して中国に組みこむことをめざすものから、中国のなかでの正統性の確立という意味合いへ、さらにエスニックな差異を「中国」というフィクションのなかに解消、統合しようとするものへと、意味合いを変えていったのではない

かと思われる。

台湾語、日本語、中国語といった台湾を取りまく言語の問題は、植民地支配の遺産をどう克服するかという課題から始まるものだが、その課題の解決は、いわば冷戦Ⅱ内戦体制のなかでねじ曲げられ、先送りにされていったのだと思われる。いま必要なのは、そうした過程について、できるだけ当時の具体的状況に即しつつ理解することではないだろうか。本論はそうした試みのために大雑把な仮説を提示してみたにとどまる。

- (1) 張・G・S「本省人と日本語」(『新新』第七期、一九四六年一〇月。伝文文化事業有限公司の覆刻版によった)
- (2) 何義麟「『国語』の転換をめぐる台湾人エスニシティの政治化——戦後台湾における言語紛争の一考察——」(『日本台湾学会報』第一号、一九九九年五月) また、『何義麟』二・二八事件——「台湾人」形成のエスノポリティクス』東京大学出版会、二〇〇三年三月。
- (3) 陳美如『台湾語言教育政策之回顧與展望』(復文圖書出版社、一九九八年二月)
- (4) 方師鐸『五十年來中國國語運動史』(國語日報社、一九六五年三月)

- (5) 張博宇編『台湾地区国語運動資料』(商務印書館、一九七三年一月)
- (6) 曾我德興「中国の文字改革に関する一考察——注音字母について——」(『中央学院大学 人間・自然論叢』三、一九九五年二月)
- (7) 黄英哲「戦後台湾における「国語」運動の展開——魏建功の役割をめぐって——」(慶應義塾大学法学研究会編『法学研究』第七五巻第一号、二〇〇二年一月)
- (8) 藤井久美子『近現代中国における言語政策』(三元社、二〇〇三年二月)
- (9) 村田雄二郎「もう一つの簡体字——漢字とナシヨナリズム——」(『言語・国家、そして権力』新世社、一九九七年一〇月)
- (10) 何容校訂、張博宇主編『慶祝台湾光復四十周年 台湾地区国語推行資料彙編』上中下三冊(台湾省政府教育庁発行、上、一九八七年四月、中、一九八八年六月、下、一九八九年六月)
- (11) 羅家倫『簡体字運動』(中央文物供应社、一九五四年三月) なお本書は後掲『中国文字論集』下冊所収羅家倫「簡体字之提倡甚為必要」と同文である。
- (12) 同上。
- (13) 中国文字学会編『中国文字論集』上下(中国文字学会、

一九五五年一〇月

(14) 同上。

* 本稿は日本台湾学会第五回学術大会 (二〇〇三年六月一四日) での報告に手を加えたものである。

(一橋大学大学院言語社会研究科教授)